

※貸付申請までにお時間を要しますので、余裕をもってご相談ください

—母子父子寡婦福祉資金貸付制度について—

1. 目 的

母子父子寡婦福祉資金貸付金制度は、母子及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するための貸付制度です。

2. 趣 旨

この貸付制度は、下記の法律及び規則等に基づく制度です。

- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）
- ・長野市母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金貸付規則（平成11年長野市規則第27号）
（※平成11年中核市移行に伴い県から事務が移管）

3. 貸付の対象者

長野市内に住所登録のある母子又は父子家庭及び寡婦のうち次に該当する者（児童の住所は市外でも可）で、市税・国民健康保険料・介護保険料・市営住宅家賃等に未納がない者

- (1) 母子及び父子福祉資金（※児童とは20歳未満の者）
 - a. 母子及び父子家庭（配偶者のない女子及び男子とその養われている児童で構成されている家庭）
 - b. 父母のない児童
 - c. 母子・父子福祉団体（事業開始資金及び事業継続資金）
- (2) 寡婦福祉資金
 - a. 寡婦（配偶者のない女子で、かつて母子家庭の母であった者）
 - b. 40歳以上の配偶者のない女子で、母子家庭の母及び寡婦以外の者（※所得制限あり）
 - c. 母子・父子福祉団体（事業開始資金及び事業継続資金）

4. 貸付の種類

種 類	概 要
(1) 事業開始資金	母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦、又は母子・父子福祉団体が事業を開始するのに必要な資金 （設備費、什器、機械、材料等の購入費等）
(2) 事業継続資金	母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦、又は母子・父子福祉団体が現在営んでいる事業を継続するのに必要な資金 （※事業継続のための運転資金、事業等で生じた債務の返済は対象外）
(3) 修学資金	母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦が扶養している児童・子、又は父母のない児童を学校教育法に規定する高等学校、短大、大学、大学院、高等専門学校及び専修学校に就学させるために必要な資金 （就学に直接必要な授業料、書籍代、通学費等）
(4) 技能習得資金	母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦が自ら事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金 （授業料、材料費等、自動車免許取得のための経費）

(5) 修業資金	母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦が扶養している児童・子、又は父母のない児童が自ら事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金 (授業料、材料費等、自動車免許取得のための経費)
(6) 就職支度資金	母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦、又は母子家庭の母及び父子家庭の父が扶養している児童、又は父母のない児童が就職するに際して必要な資金 (必要となる被服、履物等及び通勤用自動車(必要と認められる場合)の購入費用)
(7) 医療介護資金	母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦、又は母子家庭の母及び父子家庭の父が扶養している児童が医療・介護保険給付に係るサービスを受けるために必要となる資金 (医療) …医療費の自己負担分、通院のための最小限の交通費等 (介護) …介護サービス費の自己負担分、償還払いとなる立て替え分
(8) 生活資金	① 技能を習得するまでの間、又は医療・介護を受けている間の母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦家庭の生活に必要な資金 ② 母子及び父子家庭となって7年未満の生活を安定維持するのに必要な資金 ③ 失業してから1年未満までの母子及び父子家庭並びに寡婦の生活を安定維持するのに必要な資金(期間内の生活費を補うもの) ④ 児童扶養手当受給相当まで収入が減少した者の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金(児童扶養手当を受給している者は除く)
(9) 住宅資金	母子及び父子家庭並びに寡婦家庭が現に居住し、かつ、原則として所有する住宅を補修し、保全し、改築し、又は建設し、購入し、増築するのに必要な資金
(10) 転宅資金	母子及び父子家庭並びに寡婦家庭の住居の移転に際し必要な資金 (敷金、前家賃等住宅の賃貸借契約上入居の際必要となる費用)
(11) 就学支度資金	母子及び父子家庭の母及び父並びに寡婦が扶養している児童・子、又は父母のない児童を学校教育法に規定する小学校、中学校、高等学校、短大、大学、大学院、高等専門学校及び専修学校への入学、若しくは厚生労働大臣が定める修業施設への入所に必要な資金 (直接必要となる被服、履物等及び入学金)
(12) 結婚資金	母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦が扶養している児童(子、又は孫、曾孫を含む)の婚姻に際し必要な資金 (挙式披露宴等のための経費、家具什器等の購入費)

5. 貸付相談・申請

- ◆ 申請を希望される場合は、事前に相談が必要です。相談日時等を電話予約のうえ、母子・父子自立支援員と相談してください。
- ◆ 借主、連帯借主、連帯保証人のそれぞれにおいて、貸付内容と各自の償還責務、保証債務を十分理解したうえで申請してください。
- ◆ 貸付内容と申請者(償還者)の収入等により、連帯保証人が必要になります。
連帯保証人の要件は、申請時貸付の前年中の所得証明書等により保証能力があると認められる(年間所得 150 万円以上又は給与収入 240 万円以上かつ貸付総額以上の収入がある)者で、最終償還日における年齢が 70 歳未満の者です。
なお、複数貸付の連帯保証人は、全ての貸付額を償還できる所得が必要です。

6. 提出書類

※ 下記書類以外に、当該貸付が必要であることを確認できる書類を提出いただく場合があります。

※ 添付書類は発行日から3カ月以内のものに限ります。

種 類	提 出 書 類
全ての資金共通	☐ 母子父子寡婦福祉資金貸付金申請書 ☐ 申請者の戸籍謄本（扶養する子が別の戸籍の場合は各1通） ☐ 申請者の所得証明書（申請者が児童の場合は省略） ☐ 申請者の納税証明書（証明書種類：『未納の市税がないこと』） （※課税がない場合、申請者が児童の場合は省略） ☐ 申請者の印鑑証明書（申請者が児童の場合は省略） ☐ 連帯保証人の所得証明書・納税証明書・印鑑証明書 ☐ 連帯債務同意書（連帯債務者（対象児童）との面接が困難な場合） ☐ 借用書（貸付決定後、概ね1週間以内）
(1) 事業開始資金	☐ 事業計画書及び資金計画書 ☐ 事業関係調書及び事業関係相談票 ☐ 今後10年間における臨時経費の見込み調書 ☐ 商工会議所の企業診断書及び意見書 ☐ 事業に必要な見積書、契約書、店舗見取図等 ☐ 完了届（支払完了後）
(2) 事業継続資金	☐ 上記(1)の事業開始資金に同じ
(3) 修学資金	☐ 在学証明書、若しくは合格通知書の写し ☐ 申請額の根拠となる授業料等が記載された書類
(4) 技能習得資金	☐ 知識技能習得証明書 ☐ 申請額の根拠となる授業料等が記載された書類
(5) 修業資金	☐ 知識技能習得証明書 ☐ 申請額の根拠となる授業料等が記載された書類
(6) 就職支度資金	☐ 配偶者のない女子及び男子、若しくはその者が扶養している児童、又は父母のない児童が就職することのわかる書類 ☐ 通勤用自動車購入の申請については、購入する自動車の見積書
(7) 医療介護資金	（医療を受ける場合） ☐ 医師又は歯科医師の診断書 ☐ 医療費としてかかる金額がわかる書類 ☐ 医療機関の領収書（支払完了後） （介護を受ける場合） ☐ 介護に要する費用がわかる書類 ☐ 介護保険料を証する書類
(8) 生活資金	☐ 月ごとの収入・支出を記載した書類（家計簿等） ☐ その他当該貸付が必要であることが確認できる書類 ☐ 失業期間中の場合は、雇用保険受給資格者証、又は退職辞令等 ☐ 離職を確認できる書類
(9) 住宅資金	☐ 住宅補修（保全・改築・増築・新規取得）計画書 ☐ 資金計画書 ☐ 施工業者の見積書 ☐ 土地の登記事項証明 ☐ 建築確認書の写し

(10) 転宅資金	☐ 賃貸借契約書の写し又は使用承諾書の写し ☐ 引越しに要する運送代金がかかる書類
(11) 就学支度資金	☐ 合格通知書の写し ☐ 申請額の根拠となる入学金等が記載された書類
(12) 結婚資金	☐ 婚姻（予定）を証明する書類（披露宴等の招待状又は式場の見積書）

7. 貸付の審査（貸付審査会）

- (1) 貸付審査会 母子・父子自立支援員と複数回面談を実施後、申請書受理。
↓
申請書受理後、貸付審査会において貸付の適否を審査します。
- (2) 貸付決定 審査会で貸付が決定された場合は、貸付決定通知書を送付しますので、同封する「借用書」等を期限までに提出してください。
↓
※期限までに提出のない場合は、支払いが保留になります。
- (3) 支払 一括払い以外は年4回（4月・7月・10月・1月）に分けて、25日（土日、祝祭日の場合は前日）に指定口座に振込みます。
※金融機関の振込口座は、申請者本人名義の普通預金口座に限ります。

8. 貸付限度額・利子・違約金について

- (1) 貸付限度額
各資金の貸付限度額については、貸付一覧をご覧ください。
- (2) 利子
修学資金・修業資金・就職支度資金（配偶者のない女子及び男子が扶養している子に係るものに限る）・就学支度資金は無利子です。それ以外の資金は連帯保証人を立てた場合は無利子、連帯保証人を立てない場合は年1.0%です。
- (3) 違約金
納期限までに償還金を納付しない場合は、法律に基づき、納期限経過日数に応じて、年3%の違約金を徴収しますので、償還金は必ず納期限までに納付してください。

9. 措置期間・償還期間について

各貸付資金の措置期間および償還期間については、貸付一覧をご覧ください。

10. 連帯借主（債務者）及び連帯保証人の責任について

- (1) 連帯借主（債務）者
連帯借主（債務）者は、借主と同様の債務を負担します。
a. 修学資金・修業資金・就職支度資金（児童に係るもの）・就学支度資金については、修学又は修業する者が連帯借主（債務者）となります。
b. 母子・父子福祉団体の貸付については、当該団体の理事全員が連帯借主（債務者）となります。
- (2) 連帯保証人
連帯保証人は、借主及び連帯借主（債務者）と連帯して債務を負担し、その保証債務には、元金・利子のほか償還を延滞した場合の違約金も含まれます。
※借主及び連帯借主が期限までに納入しない場合は、連帯保証人に一括償還していただきます。
※連帯保証人は、その保証責務を十分理解したうえで引き受けください。

（問合せ先・相談先）

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613

長野市こども未来部子育て家庭福祉課 （電話）026-224-5031

〒388-8006 長野市篠ノ井御幣川281-1

篠ノ井支所内 福祉政策課篠ノ井分室 （電話）026-292-2596